

## 我が国の山林所有者数について—平成 25 年住宅・土地統計調査の再集計結果—

京都大学 松下 幸司  
京都大学 山口 幸三  
京都大学 吉田 嘉雄  
京都大学 仙田 徹志

我が国私有林の所有規模は概して小さいものである。山林を調査対象とする第 1 回目の世界農林業センサス(以下、センサス)は 1960 年に実施され、0.1ha 以上の山林を保有する林家数は約 271 万戸であった。2000 年センサスで保有面積の下限が 1ha に引き上げられた結果、林家数は 102 万戸となった。2005 年には調査方法・調査内容が大きく変わり、過去 5 年間に伐採、造林等の森林施業を行った経営体などに調査対象が限定されるようになり、2015 年センサスでは林業経営体数は約 9 万となっている。2005 年以降も、1ha 以上の山林を保有する林家数についてのみ調査が継続されており、2015 年の林家数は約 83 万戸である。但し、林家数のみの調査のため、その属性は分からない。センサスによる山林所有者の全体的な把握は難しくなっている。

さて、住宅・土地統計調査の調査票乙には、「現住居の敷地以外に所有する農地・山林」という調査項目が 1998 年に設けられている。この調査項目については、現住居敷地と現住居を所有し、農地・山林を所有する普通世帯という形で集計されており、その世帯数は 1998 年が約 500 万世帯、2003 年が約 485 万世帯、2008 年が約 444 万世帯、2013 年が約 396 万世帯となっている。15 年間で約 2 割減っている。但し、この数値は農地か山林の何れかを所有する世帯数であり、山林を所有する世帯数ではない。2013 年の住宅・土地統計調査で初めて調査票甲に、「現住居以外の土地の所有について」という調査項目が設けられた。所有する土地の種類を、「宅地など(農地・山林以外の土地)」、「農地」、「山林」の 3 つから選ぶ調査形式となっている。『平成 25 年住宅・土地統計調査報告 第 1 巻 全国編』によると、山林を所有する普通世帯数は約 267 万世帯である。この数値は 1960 年センサスに近いものである。但し、1960 年センサスには 0.1ha という保有面積の下限があるのに対し、住宅・土地統計調査では所有の有無だけが問われているので、面積の下限はない。

本報告では、この約 267 万の山林を所有する世帯がどのような世帯なのかを明らかにするため、2013 年住宅・土地統計調査の個票再集計を行った。都道府県別に住宅・土地統計調査の山林所有世帯数を 1960 年センサスの林家数と比較すると、関東、東海、近畿で増えている。これは都市部に居住する山林所有者の増加を示している。農地と山林を両方所有する農家林家の比率は約 7 割である。東京都は 2 割台、神奈川県と大阪府は 3 割台と、これら都市圏では非農家林家(農地を所有せず山林のみを所有する世帯)の比率がかなり高くなっており、センサスによる山林所有者把握の難しさを示している。家計を主に支える者の年齢を見ると、農家林家の場合は 60~64 歳にピークがあり、非農家林家の場合は 65~69 歳にピークがある。農家林家・非農家林家ともに、農地も山林も所有しない世帯より高齢化が進んでいる。

### 【付記】

本報告は統計数理研究所「日本における所得・資産分布の計測史と再集計分析」(28-共研-2029)、京都大学農林水産統計デジタルアーカイブ講座におけるプロジェクト研究、及び科学研究費補助金(15H02871)の研究成果の一部である。研究にあたり、総務省統計局の協力を受けた。以上の関係者の皆様にお礼を申し上げます。